

平成 29 年第 4 回 東浦町議会定例会議案

平成29年12月7日提出

目 次

同意第21号 人権擁護委員の推薦について ······	1
報告第9号 損害賠償の額の決定及び和解について ······	2
報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解について ······	4
報告第11号 損害賠償の額の決定及び和解について ······	6
報告第12号 工事請負契約の変更について（卯ノ里小学校管理教室棟屋根改修工事）	8
承認第7号 平成29年度東浦町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて ······	別添
議案第30号 東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について ······	10
議案第31号 東浦町個人情報保護条例の一部改正について ······	15
議案第32号 東浦町税条例の一部改正について ······	21
議案第33号 東浦町都市計画税条例の一部改正について ······	23
議案第34号 東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部改正について ······	27
議案第35号 東浦町営住宅条例の一部改正について ······	29
議案第36号 平成29年度東浦町一般会計補正予算（第5号） ······	別添
議案第37号 平成29年度東浦町下水道事業特別会計補正予算（第1号） ······	別添
議案第38号 平成29年度東浦町水道事業会計補正予算（第1号） ······	別添

同意第 21 号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く。

平成 29 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

* * * * *

菅野純子

* * * * *

提案理由

人権擁護委員菅野純子の任期が、平成 30 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、再任を法務大臣に推薦するため提案するものである。

報告第9号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月7日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 11 月 8 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について
公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、
及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成 29 年 10 月 4 日（水）午前 11 時 50 分頃、藤江字荒子にあるマンションの駐車場において、助産師が公用車を後進させたところ、当該駐車場に駐車してあった相手方の車両の右前輪部と接触し、当該車両のホイール等が破損した。

2 相手方の住所及び氏名

* * * * *

* * * * *

3 損害賠償の額

203,600 円

	甲（東浦町）	乙（* * * * *）
損害額	0 円	203,600 円
過失割合	100%	0 %
賠償額	203,600 円	0 円

4 和解の内容

甲は乙に対して、203,600 円を支払うこととする。

報告第 10 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 10 月 20 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成 29 年 8 月 30 日（水）午後 2 時 10 分頃、職員が町道緒川相生線を公用車で東から西へ走行していたところ、緒川小南交差点で赤信号にて停車中の相手方の車両に、後方から追突し、当該車両のバックドア等が破損した。

2 相手方の住所及び氏名

* * * * *

* * * *

3 損害賠償の額

404,980 円

	甲（東浦町）	乙（* * * * *）
損害額	0 円	404,980 円
過失割合	100%	0 %
賠償額	404,980 円	0 円

4 和解の内容

甲は乙に対して、404,980 円を支払うこととする。

報告第 11 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 11 月 8 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

草刈作業時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成 29 年 9 月 25 日（月）午前 11 時頃、東浦町体育館西駐車場において、職員が肩掛式草刈機により草を刈っていた際、当該駐車場に駐車してあった相手方の車両に当該草刈機により飛ばされた石が当たり、当該車両の運転席右側の窓ガラスが破損した。

2 相手方の住所及び氏名

3 損害賠償の額

32,400 円

	甲（東浦町）	乙（*****）
損害額	0 円	32,400 円
過失割合	100%	0 %
賠償額	32,400 円	0 円

4 和解の内容

甲は乙に対して、32,400 円を支払うこととする。

報告第 12 号

工事請負契約の変更について（卯ノ里小学校管理教室棟屋根改修工事）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 10 月 24 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（卯ノ里小学校管理教室棟屋根改修工事）
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工 事 名 卯ノ里小学校管理教室棟屋根改修工事
- 2 路線等の名称 東浦町立卯ノ里小学校
- 3 工 事 場 所 知多郡東浦町大字緒川字雁狭間山地内
- 4 契 約 金 額
変更前 56,700,000 円
変更後 61,102,080 円
(4,402,080 円の増額)
- 5 契約の相手方 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
東浦土建株式会社
代表取締役 長坂 勝之
- 6 変 更 理 由
既設防水材の撤去面積の増加等が必要となつたため、工事請負契約の変更をする
ものである。

議案第 30 号

東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) から (3) まで 略	(1) から (3) まで 略
(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員	(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
ア 次のいずれにも該当する非常勤職員	ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
(ア) 略	(ア) 略
(イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員	(イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（第 2 条の 3 第 3 号において「1 歳 6 か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
(ウ) 略	(ウ) 略
イ及びウ 略	イ及びウ 略
(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)	(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)
第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の	第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の

<p>条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p>	<p>条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下<u>この条及び次条</u>において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p>	<p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下<u>この条</u>において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p>
<p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p>
<p><u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</u></p>	
<p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非</p>	

常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として町長が規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) から (5) まで 略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の4 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) から (5) まで 略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について

合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)
における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲

育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲

<p>げる事情とする。</p> <p>(1) から (6) まで 略</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。</p>	<p>げる事情とする。</p> <p>(1) から (6) まで 略</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと<u>その他</u>の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

非常勤職員がその養育する子について2歳に達する日まで育児休業を延長できる場合を定める等のため提案するものである。

議案第 31 号

東浦町個人情報保護条例の一部改正について

東浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例

東浦町個人情報保護条例（平成 20 年東浦町条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、 <u>次のいずれかに該当するものをいう。</u>	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、 <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u> をいう。
<u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>	

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条（思想及び信教を含む。）、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(個人情報の収集の制限)

第6条 略

2及び3 略

4 実施機関は、要配慮個人情報のうち、信条（思想及び信教を含む。）に関する個人情報及び審議会の意見を聴いた上で社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関の定めるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 及び (2) 略

(個人情報取扱事務の届出)

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(町の職員又は職員であった者に係る人事、給与等に関する事務その他審議会の意見を聴いた上で実施機関の定める事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするとき

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(個人情報の収集の制限)

第6条 略

2及び3 略

4 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに審議会の意見を聴いた上で社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関の定めるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 及び (2) 略

(個人情報取扱事務の届出)

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(町の職員又は職員であった者に係る人事、給与等に関する事務その他審議会の意見を聴いた上で実施機関の定める事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするとき

<p>は、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) から (5) まで 略</p> <p>(6) 要配慮個人情報の有無</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>2から5まで 略 (保有個人情報の開示義務)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>アからウまで 略</p> <p>(3) から (8) まで 略 (部分開示)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条</p>	<p>は、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) から (5) まで 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2から5まで 略 (保有個人情報の開示義務)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>アからウまで 略</p> <p>(3) から (8) まで 略 (部分開示)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条</p>
--	--

第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(開示の実施)

第26条 略

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画（以下「文書等」という。）に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(適用除外)

第44条 この章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない保有個人情報については、適用しない。

第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(開示の実施)

第26条 略

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画（以下「文書等」という。）に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているときはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(適用除外)

第44条 この章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定が適用されない保有個人情報については、適用しない。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている改正後の東浦町個人情報保護条例第14条第1項に規定する個人情報取扱事務について同項第6号に掲げる事項を届け出る場合における同条の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ、次に」とあるのは「について、平成30年4月1日までに、第6号に」とする。

(東浦町情報公開条例の一部改正)

3 東浦町情報公開条例（平成20年東浦町条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求したものに対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の<u>記述等</u>（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求したものに対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の<u>記述等</u>により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>

アからエまで 略 (3) から (6) まで 略	アからエまで 略 (3) から (6) まで 略
-----------------------------	-----------------------------

提案理由

個人情報の定義を明確化する等のため提案するものである。

議案第 32 号

東浦町税条例の一部改正について

東浦町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例の一部を改正する条例

東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 32 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額）以下である者に対しては、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>	<p>附 則</p> <p>（個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 32 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額）以下である者に対しては、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>
<p>2 及び 3 略</p> <p>（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）</p>	<p>2 及び 3 略</p> <p>（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）</p>
<p>第 10 条の 2 略</p> <p>2 から 17 まで 略</p>	<p>第 10 条の 2 略</p> <p>2 から 17 まで 略</p>
<p><u>18 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u></p>	
<p>19 略</p>	<p><u>18 略</u></p>

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 5 条第 1 項の改正規定及び次項の規定は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の東浦町税条例（以下「新条例」という。）附則第5条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第10条の2第18項の規定は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 33 号

東浦町都市計画税条例の一部改正について

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例

東浦町都市計画税条例（昭和 49 年東浦町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の項を改正後の欄の項に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 から 4 まで 略</p> <p><u>(法附則第 15 条第 45 項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>5 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u></p> <p>(宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 附則第 6 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 19 項を除く。) 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 から 4 まで 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 附則第 5 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 19 項を除く。) 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満</u></p>

たない場合にあっては、附則第6項の規定にかかるわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のもとに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかるわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかるわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から

たない場合にあっては、附則第5項の規定にかかるわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のもとに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかるわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかるわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から

<p>平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p><u>11 略</u> (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p>	<p><u>10 略</u> (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p>
<p><u>12 略</u></p>	<p><u>11 略</u></p>
<p><u>13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第 11 項の規定の適用について</u>は、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p>	<p><u>12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第 10 項の規定の適用について</u>は、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p>
<p><u>14 附則第 6 項及び第 8 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、附則第 6 項及び第 9 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 9 項から第 11 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号口に、附則第 11 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、附則第 11 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 12 項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。</u></p> <p>(読替規定)</p>	<p><u>13 附則第 5 項及び第 7 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、附則第 5 項及び第 8 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 8 項から第 10 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号口に、附則第 10 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、附則第 10 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 11 項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。</u></p> <p>(読替規定)</p>
<p><u>15 略</u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)</p>	<p><u>14 略</u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)</p>
<p><u>16 略</u></p>	<p><u>15 略</u></p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町都市計画税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度

分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 34 号

東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部改正について

東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

東浦町母子家庭等医療費支給条例（昭和 53 年東浦町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(受給資格者) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 (1) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年（1月から 7 月までの間にあっては、前々年とする。）の所得が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する <u>同一生計配偶者</u> 及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から 7 月までの間にあっては前々年）の 12 月 31 日において生計を維持していた扶養親族等でない 18 歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた 20 歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号。以下「政令」という。）別表第 1 に定める程度の障害の状態にあるものを含む。）の有無及び数に応じて政令第 2 条の 4 第 2 項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童 (2) から (6) まで 略	(受給資格者) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 (1) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年（1月から 7 月までの間にあっては、前々年とする。）の所得が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する <u>控除対象配偶者</u> 及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から 7 月までの間にあっては前々年）の 12 月 31 日において生計を維持していた扶養親族等でない 18 歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた 20 歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号。以下「政令」という。）別表第 1 に定める程度の障害の状態にあるものを含む。）の有無及び数に応じて政令第 2 条の 4 第 2 項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童 (2) から (6) まで 略

3 略

3 略

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

提案理由

所得税法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 35 号

東浦町営住宅条例の一部改正について

東浦町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町営住宅条例の一部を改正する条例

東浦町営住宅条例（平成 9 年東浦町条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(同居の承認) 第 12 条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際の同居の親族以外の者を同居させようとするときは、施行規則 <u>第 11 条</u> で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。	(同居の承認) 第 12 条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際の同居の親族以外の者を同居させようとするときは、施行規則 <u>第 10 条</u> で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。
(入居の承継) 第 13 条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、施行規則 <u>第 12 条</u> で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。	(入居の承継) 第 13 条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、施行規則 <u>第 11 条</u> で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。
(家賃の決定) 第 14 条 略 2 及び 3 略	(家賃の決定) 第 14 条 略 2 及び 3 略
<u>4 町長は、町営住宅の入居者（施行規則第 8 条に規定する者に該当する者に限る。）が次条第 1 項の規定による収入の申告をすること及び第 36 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃を、毎年度、施行規則第 9 条に規定する方法により把握した当該入居者の収入の額に基づき、近傍同</u>	

<p><u>種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とすることができる。</u></p>	
<p>(収入の申告等)</p>	
<p>第15条 略</p>	
<p>2 前項に規定する収入の申告は、施行規則<u>第7条</u>に規定する方法によるものとする。</p>	
<p>3及び4 略</p>	
<p>(収入超過者等に関する認定)</p>	
<p>第29条 町長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の<u>収入(第14条第4項の規定の適用を受ける入居者にあっては、施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入。次項において同じ。)</u>の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知しなければならない。</p>	
<p>2及び3 略</p>	
<p>(収入超過者に対する家賃)</p>	
<p>第31条 第29条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、<u>第14条第1項及び第4項</u>の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p>	
<p>2 町長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令<u>第8条第2項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>に規定する方法によらなければならない。</p>	
<p>(収入の申告等)</p>	
<p>第15条 略</p>	
<p>2 前項に規定する収入の申告は、施行規則<u>第8条</u>に規定する方法によるものとする。</p>	
<p>3及び4 略</p>	
<p>(収入超過者等に関する認定)</p>	
<p>第29条 町長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の<u>収入</u>の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知しなければならない。</p>	
<p>2及び3 略</p>	
<p>(収入超過者に対する家賃)</p>	
<p>第31条 第29条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、<u>第14条第1項</u>の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p>	
<p>2 町長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令<u>第8条第2項</u>に規定する方法によらなければならない。</p>	

<p>3 略 (高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、<u>第14条第1項及び第4項並びに第31条第1項</u>の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2及び3 略 (収入状況の報告の請求等)</p> <p>第36条 町長は、<u>第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項若しくは第33条第1項</u>の規定による家賃の決定、第16条（第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による町営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める能够である。</p> <p>2及び3 略 (町営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第39条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、<u>第14条第1項</u></p>	<p>3 略 (高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、<u>第14条第1項及び第31条第1項</u>の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2及び3 略 (収入状況の報告の請求等)</p> <p>第36条 町長は、<u>第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項</u>の規定による家賃の決定、第16条（第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による町営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める能够である。</p> <p>2及び3 略 (町営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第39条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、<u>第14条第1項</u></p>
---	--

<p><u>項若しくは第4項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかるわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</u></p> <p>(町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第40条 町長は、法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるとときは、<u>第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかるわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</u></p> <p>(家賃)</p> <p>第46条 第43条の規定による使用に供される町営住宅の毎月の家賃は、<u>第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかるわらず、当該町営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が別に定める。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(準用)</p> <p>第47条 第43条の規定による町営住宅の使用については、第44条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第13条まで、第16条から第28条まで、第36条から第42条まで及び第60条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第45条」と、第17条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項」</p>	<p><u>項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかるわらず、令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</u></p> <p>(町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第40条 町長は、法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるとときは、<u>第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかるわらず、令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</u></p> <p>(家賃)</p> <p>第46条 第43条の規定による使用に供される町営住宅の毎月の家賃は、<u>第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかるわらず、当該町営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が別に定める。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(準用)</p> <p>第47条 第43条の規定による町営住宅の使用については、第44条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第13条まで、第16条から第28条まで、第36条から第42条まで及び第60条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第45条」と、第17条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項」</p>
---	--

とあるのは「第37条第1項」と、第36条第1項中「第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による町営住宅への入居の措置」とあるのは「第46条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

とあるのは「第37条第1項」と、第36条第1項中「第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による町営住宅への入居の措置」とあるのは「第46条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公営住宅法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。